

厚生労働省、文部科学省との意見交換に係る質問事項  
(保育分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当事務局までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■保育制度について

1. 直接契約、直接補助について

(1) 現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てるため、施設側のサービス向上へのインセンティブが働きにくく、利用者が施設・サービスを選択できるよう、保育所と利用者間の直接契約を可能にすべきと考える。また、保育料についても、一律の公定料金ではなく、低所得者層等への配慮を前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う応益負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにすべきである。そうした直接契約、利用料自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズに応えるサービスの拡充が図られるものとする。当方の問題意識、提言に対し、改めて貴省の見解を示されたい。

(2) 直接契約方式の先行事例として平成 13 年に創設された東京都の認証保育所制度があげられるが、既に 380 箇所近い施設が認証を受けており、約1万名の児童を預かっている。他にも、都市部を中心に、自治体独自の取組が少なからず行われている。国として待機児童数の解消を目指す上で、これら自治体の制度の評価や、認可保育所との比較検証もなされていると推察するが、その結果等について説明されたい。また、一定の成果を上げている自治体の制度を支援するという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(3) 現行制度では、認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな格差があり、認可保育所を利用でき、間接的に多額の補助を受けている世帯と、認可外サービス

を利用し、公的補助をほとんど、あるいはまったく受けていない世帯とでは、負担に大きな開きがある。そこで、利用者の負担の公平化を図るため、利用者が施設を選択できる前提で、現行の施設への補助から、利用者に対する直接補助方式へ転換すべきと考える。その際、児童の年齢や家庭の状況、保育の緊急性等をもとに家庭ごとの「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービス利用量の上限を設定することを提案する。直接補助方式への移行にあたっては、育児バウチャーや育児保険等のスキームの採用も併せて検討すべきと考える。当方の問題意識、提言に対し、改めて貴省の見解を示されたい。なお、佐賀県が平成 18 年以來、佐賀県育児保険構想を公表、提唱しているが、この構想に対する貴省の評価を伺いたい。

## 2. 保育所の最低基準について

(1) 児童福祉施設最低基準(省令)に定められるほふく室の面積基準は1人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上である。一方、東京都の認証保育所制度では、都市部の土地事情等を鑑み、ほふく室の面積基準を 2.5 m<sup>2</sup>まで弾力化できるとしており、特段の問題は発生していないと考えるが、3.3 m<sup>2</sup>以上でなければならない科学的根拠はあるか、あれば示されたい。なければ、弾力化の方向性につき貴省の見解を伺いたい。

(2) 上記省令により保育に従事する職員はすべて保育士でなければならないが、認証保育所では6割以上が資格保持者であれば可としている。また、認定こども園の幼稚園型、地方裁量型では、3歳以上の長時間利用児童(「保育に欠ける子」)を保育する職員は、一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。保育所サービスの量的な拡充や多様化を図るといふ観点から、保育所においても職員資格要件の見直しは検討に値すると考えるが、貴省の見解如何。

(3) 待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については段階的に認められてきたところではあるが、保育の実施主体である市町村から定員超過率のさらなる弾力化を認めてほしいとの要望があがっている。貴省通達により示されている年度当初(4月)の超過率を、現行の 15%から5月のそれと同率の 25%まで引き上げることを反対されている理由を詳しく説明されたい。また、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で 25%を超えても構わないとさ

れているが、保育の実施責任のある市町村で無計画な入所管理が行われるとは想定しがたく、同条件を年度当初から適用しても問題ないのではないかと考えるが、貴省の見解如何。

### 3. 保育所の入所要件について

(1) 児童福祉法に定められる「保育に欠ける」という概念や表現は、法制定当時に比べ、保護者の就労状況や家庭・地域・社会の状況が大きく変化した今日、見直しを迫られていると考えるが、貴省の認識を伺いたい。また、例えば「保育を要する」等に表現を改め、サービスを受け得る対象を「保育を必要とする子」に拡大する方向で各種基準の見直しを行うことは検討に値すると思われるが、貴省の見解を示されたい。

(2) 児童福祉法施行令に定められる「保育に欠ける」要件の1つに、保護者が「昼間労働を常態とすることを常態としている」がある。この政令に従い、市町村は条例によって「保育に欠ける」要件を定めているとのことだが、実質的には、政令通りの基準が条例でも規定されているケースがほとんどであると了解する。地域の事情を勘案し、「昼間労働を常態とする」を取り外し、あるいは変更した自治体があるのか。把握されているのであれば、教示願う。また、第21回地方分権改革推進委員会にて、『現行においても、一定程度、地域の事業に応じて市町村が「保育に欠ける」要件を定めることが可能』と回答されているが、「一定程度」とはどの程度なのか、詳しく説明されたい。

(3) 現在、保育所への運営費補助や利用者が支払う保育料は月額となっているが、これを日割あるいは時間単位に変更するなど、利用実績に応じた柔軟な運用は行えないか。例えば、保護者がパートタイム勤務やシフト勤務の場合には、預けることを断念するか、認可外よりは安いという理由で保育所に預け、必要保育時間以上の料金を支払っていると考えられる。後者の場合、その運営費も同様に実態以上が支払われている。実際の保育日数・時間数を算出し、きめ細かい補助金の支給、保育料の徴収を行うことで、保育を要する子の受入が進む一方で、病児保育や夜間・休日保育などを行っていない施設へは多様なサービスの実施へのインセンティブとなると考えるが貴省の見解如何。

(4) 特に待機児童の多い都市部では、市町村で定める入所基準の透明性や入所管理の公

平性が求められている。自治体のホームページなどで基準やポイントによる優先順位を開示している所もあるが、一部利用者には見えないままとなっている自治体もあると了解している。入所基準の公表の義務付けに関し、どのように考えられるか伺いたい。

#### ■ 「認定こども園」について

(1)「認定こども園」(以下こども園)の認定を受けた施設数(最新)および当該数における類型別・公私区分別の数。申請済み(認定手続き中)の施設数および当該数における類型別・公私区分別の数。

(2)国からのこども園への補助金(種類、予算総額、補助箇所数等)を、類型別・サービス機能別に分かりやすく説明願いたい。

(3)当会議は、こども園を幼保一元化へのステップと位置づけているが、現在の状況は実質的に、幼稚園、保育所、こども園という三元化状態ではないかとの指摘・批判もあるが、貴省の見解如何。

(4)こども園の補助金制度は、一部の特例を除き、既存の幼稚園制度、保育所制度における認可基準に則ったものだが、両制度の予算を一元化し、補助金に係るすべての手続きを一元的に行うことはできないか。できない場合、その理由を説明されたい。

(5)根拠法令、所管省庁が異なることによる、あらゆる手続き上の不便さなどの解消を求める声が地方自治体から挙がっているところである。こうした実施主体の負担を軽減するための具体的な方策を伺いたい。

(6)国の指針と、都道府県が条例で定める認定基準(職員配置や面積基準等)の違いを把握されているか、されている場合、教示されたい。されていない場合、把握の予定があるか伺いたい。

(7)これまで認定を受けた園は105(本年8月現在)である。この数字について、貴省の評価を

伺いたい。また、法の施行から1年が経過し、制度上の課題や、認定数が増えない阻害要因が徐々に明らかになってきたのではないかと推察する。それらを把握されている場合、教示されたい。また、法の規定による制度の見直し時期(施行後5年後)を待たずとも、適宜課題は解決し、阻害要因は取り除いていくべきと考えるが、見解如何。

(8)こども園では、幼稚園同様、原則利用者が園に対し入園申込みを行い、園と直接契約する方式が取られているが、利用者や園から、あるいは自治体経由で、その方式による何らかの不都合や苦情が報告されているか、報告があれば示されたい。

(9)こども園では、低所得者への配慮を前提に、園が利用料を自由に設定できることとなっているが、幼稚園型、地方裁量型における実態はどうか教示願う。

(10)定員割れしている幼稚園からの転換が、こども園制度の活用促進につながると考えるが、上記(4)に関連し、例えば、実質的に保育機能を果たしていることに着目し、幼稚園型の保育所的機能(「保育に欠ける子」)部分に充てるなど、貴省の予算の柔軟な運用を行うことはできないか。できない場合、その理由を説明されたい。

## ■ 家庭的保育について

(1)平成12年度に創設された「家庭的保育事業」の制度の概要を説明されたい。

(2)平成12年度以降の、利用児童数、保育者数、実施自治体数、運営費への国の拠出額の推移を教示願う。その際、都市部と地方の違い等、地域ごとの特徴も説明されたい。

(3)応急的入所待機対策として創設されたものの、同事業がどの程度の効果を上げているのか見えずらい中、利用児童数が300人に達していないとの一部報道もあるが、貴省の評価を伺いたい。もし、事業が当初の想定通りに普及していないとすれば、どのような要因によるものと考えられるか。また、過去に事業の検証がなされているならば、その結果についても併せて開示されたい。

(4) 貴省では平成 20 年度における事業の拡充を検討されていると報じられているが、その具体的な内容を開示願う。

(5) 昭和 35 年に創設された東京都の家庭福祉員制度など、家庭内保育事業に類似する、または同事業を補完する自治体独自の取組が比較的大きな規模で展開されているケースも見受けられる。事業の拡充を検討するに際し、これら自治体の事業の評価や、国の事業との比較検証もなされていると推察するが、その結果等について説明されたい。

(6) 事業の拡充に際し、一定の実績を上げている自治体の事業を支援するという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(7) 事業の拡充に際し、保育者要件等の見直しにより保育者数の増加を図るという方向性も考え得るが、貴省の見解如何。

(8) 平成 14 年度に改定された新定義による待機児童数の推移だけでは測れない潜在的な保育ニーズは家庭的保育に関しても同様に高いと考えるが、家庭的保育事業の対象児童を「保育に欠ける子」から「保育を要する子」に拡大する等、その範囲を拡大することの是非につき貴省の見解如何。

■ 「子育て支援事業等助成費補助金」の「ベビーシッター育児支援事業」について

(1) 「子育て支援事業等助成費補助金」の各年度予算額(平成16～19年度)および執行額(平成16～18年度)および当該額のうち「ベビーシッター育児支援事業」に係る額。

(2) 「ベビーシッター育児支援事業」の制度の概要を説明されたい。

(3) 上記(2)の事業を、(財)こども未来財団に、さらに(社)全国ベビーシッター協会に委託し実施させている理由・必要性如何。また、委託先決定のプロセスをそれぞれ説明されたい。

(4) 上記(3)の財団、協会が、事業に関して委託元から得ている手数料収入や、利用料から

得ている手数料収入があるか、ある場合はその名目、金額、出所を示されたい。

(5)「ベビーシッター育児支援割引券」、「延長保育従事保育士割引券」が使用できるベビーシッター事業者(サービス提供者)は、(社)全国ベビーシッター協会の正会員に限られている理由如何。

(6)複数の事業者ヒアリングでは、(財)ベビーシッター協会への入会を検討した際、高額な入会金が障壁であったとの共通意見が出た。現在の正会員数と入会金、会費等の金額を示されたい。

(7)協会に入会することにより、会員は料金設定など運営上何らかの制約を受けるのか、受ける場合、その内容を教示願いたい。

## ■病児保育について

### 1. 病児保育の拡充について

(1) 共働き家庭の増加に伴い、病児保育の必要性は高まる一方だが、病児保育の現状につき、どのように認識されているか伺いたい。

(2) 貴省の事業の拡大に向けた見通しを説明されたい。

### 2. 施設における病児保育について

(1)全国病児保育協議会の会員施設に対する実態調査によれば、9割近い施設が採算上赤字となっており、施設数が増加する阻害要因の1つになっているのみならず、既存施設の事業存続も危うい状況であると考えられるが、その点につき見解如何。

(2)事業者等からのヒアリングによれば、施設型を中心に利用料が、特段の法規制がないにもかかわらず、事実上 ¥2,000/日程度に固定化されているという。以前、国が示された費用

試算における利用者負担額が、いまだに地方自治体による料金設定に係る規定として残っていることが、料金固定化の原因と推察されるが、その実態をどのようにお考えか、また何か国としての方策はないか伺いたい。

(3)医療機関併設型の施設では、院内に代替可能な給食施設または調理設備があれば、病児保育専用の調理スペースを持たなくてもよいと了解するが確認されたい。

以上